

第三者行為と健康保険

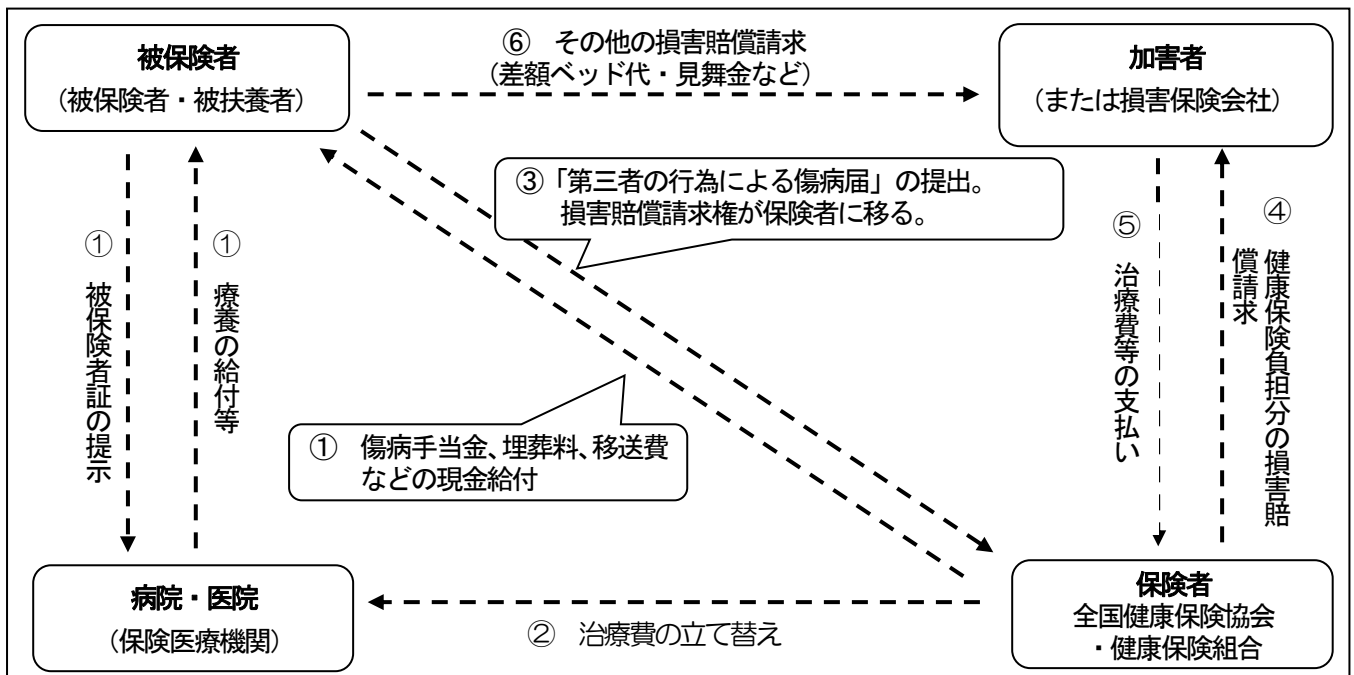
自動車事故や他人の犬に咬まれた等、第三者行為によりケガをしたときの治療費は、本来、加害者が負担するのが原則です。しかし、業務上や通勤災害によるものでなければ、健康保険を使って治療を受けることができます。この場合、加害者が支払うべき治療費を健康保険が立て替えて支払うこととなります。保険者（全国健康保険協会・健康保険組合）が、後日、加害者に対して健康保険給付した費用を請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要となるので、これをすみやかに提出します。

なお、業務中や通勤途中の事故の場合は、労災保険から給付を受けることになります。

損害賠償請求権の代位取得

損害賠償請求権の代位取得とは、保険給付に要した額を限度として、被保険者がもつ加害者に対する損害賠償請求権が保険者に移ることです。下の図で説明すると次のような流れになります。

- ① 被害者である被保険者が治療を受ける際に健康保険証を提示し「療養の給付」等を受ける。
- ② 保険者は加害者が負担すべき治療費を加害者に代わって立て替える。
- ③ 被保険者は保険者に「第三者の行為による傷病届」を提出する。（損害賠償請求権が保険者に移る。）
- ④ 保険者は加害者に対し健康保険でかかった治療費等を請求する。
- ⑤ 加害者は保険者に治療費等を支払う。
- ⑥ 慰謝料、見舞金など保険給付とは関係のないもの、また、保険給付にはあたらぬ差額ベッド代は、代位取得の対象とはならないので、被害者から加害者へ直接、損害賠償請求することになります。



示談をするときの注意

加害者と示談をする場合は、“事前”に必ず保険者に連絡する必要があります。たとえば、安易に示談すると次のような不都合が生じることがあります。

- ・健康保険で治療中に示談が成立し、被保険者が加害者から治療費等を含む賠償金を受け取った場合は、その日以後、健康保険で治療を受けることができなくなります。
- ・被保険者が「治療は健康保険で受けるので、治療費等はいらない」という内容で加害者と示談した場合には、被保険者は治療費等について損害賠償請求を放棄したことになり、保険者は加害者に治療費を請求することができなくなります。この場合、被害者である被保険者は健康保険で治療を受けられず、医療費は全額自己負担しなければならなくなります。